

代行業務についての規約

この規約（以下、「本規約」といいます。）は、建物登記支援センター 株式会社（以下、「乙」という。）が提供する「住Myの建物登記自己申請」（以下、「当システム」という。）を利用する事業者との関わりについて定め、本規約同意を前提とし当システム利用申込をおこなった事業者に対し乙は、当サービス利用に必要な専用IDを付与します。専用IDを付与された事業者を以下、「甲」といいます。

*当ポリシーにおいて使用される次の用語が示す意味は、当社利用規約に準ずるものとします。

当サービス、有料プラン、当サイト、お客さま、委託者、マイページ、提供書類等

第1条 業務の目的

甲及び乙は、お客さまに対し不動産登記法の原則に則った建物登記本人申請を後押しする協力及び尽力することを目的とします。

2. 甲及び乙は、建物登記本人申請の代行業務において相互発展または収益確保を目的とします。

3. 甲及び乙は、建物登記にかかる経費を削減されたい方へのご提案及び実現を目的とします。

第2条 代行業務の主旨と範囲

甲及び乙は、甲が紹介する建物登記を本人申請されたい方（以下、「顧客」という。）が速やかに本人申請を行えるように協力します。

2. 甲は、顧客に当サービスを案内します。

3. 甲は、顧客が選択した有料プラン申込に必要な建築確認書等（以下、「建築書類等」という。）を、マイページに原本と相違なくPDFデータで保存します。データ保存ができない場合は、乙へ原本を郵送で提供します。ただし、甲が用意できる書類のみとします。

4. 甲は、顧客へ、同項3の乙へ提供された建築書類等が当サービス納品物と一緒に乙より返送されることを必ず伝えます。

5. 甲は、顧客に代わり建物表題登記本人申請後に実行される登記官による現況確認に立会います。

6. 甲が、乙へ紹介する顧客件数に取り決め及び金銭授受は一切ありません。

7. 甲及び乙は、双方協力の元で建物登記本人申請完了のために適宜対応します。

第3条 代行業務費について

乙は、甲が提供する代行業務について一切の関知も関与も責任も負うことをしません。

2. 甲は、提供する代行業務を有償で提供するか無償で提供するか並びに代行業務費用額については一存により決定すると共にその一切の責任を負うものとします。

3. 甲は、顧客へ提供する代行業務に関わる手段や金銭授受等すべての業務について甲と顧客間での契約に基づき一切の責任を負うものとします。

4. 乙は、甲が提供する代行業務がスムーズに行えるように尽力します。

第4条 建築書類等の取り扱い及び情報提供

甲は、乙が求める建築書類等を乙指定方法で提供します。

2. 甲は、乙が委託者へ顧客情報を当サービス提供に限定し利用並びに共有することに同意します。

第5条 規約不適合責任

甲及び乙は、自ら及び関係者が正当な理由なく本規約第1条の業務を妨げ履行しない場合は相手方及び顧客に生じた不利益損害への賠償の一切を負うものとし本規約解除に同意するものとします。

第6条 守秘義務

甲及び乙は、本規約及び業務上知り得た相手方の情報、規約等に関する詳細並びに当サービスの業務手法、業務的知識全般の一切を相手方に無断で複製、翻訳、送信、転載、改変、販売、配布、使用許諾、公衆送信（送信可能化を含みます。）、貸与、譲渡、リース、窃用、模倣等により相手方の権利、知的財産等の侵害、第三者に漏洩模倣及び閲覧させてはなりません。

2. 相手方の瑕疵等により生じた不利益損害については相手方に請求及び使用差止ができるものとし、相手方はその一切を負うものとします。

第7条 知的財産権

乙の、当システム及び当サービス並びに顧客への当サービス提供に関する仕組み、手続き的知識全般を含む知的財産権、乙から甲並びに顧客へ提供する成果物一切については原則乙に全権帰属します。

第8条 規約と解除

乙は、甲からの登録申出により専用IDを発行します。

2. 乙は、甲に登録に関わる管理費等経費の一切を請求しません。

3. 甲及び乙は、本規約の変更及び登録解除に発生する費用は各自で負担します。

4. 乙より、甲へ本登録の解除を求められた場合は速やかに登録抹消をおこないます。しかしながらマイページ登録等システムと紐づくデータ等については削除及び抹消は出来ません。

5. 甲及び乙は、相手方が以下の各号いずれかに該当する場合、何ら催告をせず直ちに本登録を解除できるものとします。

(1) 本規約に違反したとき

(2) 正当な理由なく本規約第1条が遂行されないとき

(3) 乙甲いずれかに事業の停止、廃止、合併等により業をおこなえない事由が生じたとき

(4) 信頼関係及び信用を著しく失墜する事実があったとき

(5) 本規約第10条に該当したとき

6. 乙から甲へ発行した専用IDは、甲と顧客を関連付け甲または顧客から建築書類等について問い合わせ等の際にのみ利用します。

第9条 反社会的勢力の排除

甲及び乙並びに各関係者が、反社会的勢力と一切の関わりがないことを表明し保証します。

2. 甲及び乙は、相手方より取引に関して脅迫的な言動または暴力を用いる行為、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、反社会的勢力との関わりが判明した時点で関係各所に相談のうえ本規約解除並びに自ら及び顧客に生じた不利益損害については相手方に請求できるものとし相手方はその一切を負うものとします。

第10条 費用負担

甲及び乙は、本規約第1条遂行に発生する費用は各自で負担します。費用には、建築書類等取得及び提供、インターネット利用、電話利用、郵便利用等の一切の費用が含まれます。

2. 乙は、甲と顧客間に発生する金銭授受には一切の責任及び負担を負いません。

3. 甲は、顧客より依頼される建築書類等にかかる費用等については乙へ請求しません。

4. 甲が、乙へ建築書類等をマイページへの保存をおこなわず郵送手段を用いて提供する場合、かかる郵送費用は特段の理由がない限り甲が負担するものとします。

第11条 存続条項

甲及び乙は、本規約解除後も当サービスが公にされている限り本規約第6条及び第7条が有効であることに同意します。

第12条 協議事項

本規約に定めなき事項並びに解釈に疑義が生じた場合については、その都度、甲乙協議した上で解決するものとします。

第13条 合意管轄

本規約書は、日本法に基づき解釈されるものとし、甲乙において前条にて解決せず、本規約に関して訴訟の必要が生じた場合には、京都地方裁判所、または向日町簡易裁判所を第一審の専属的合意裁判所とする。

令和6年3月15日 改定